

平成二十七年東京都議会会議録第九号

2015年6月17日

出席議員 百二十三名

一番 小林 健二君	四十四番 大場やすのぶ君	八十八番 中屋 文孝君
二番 加藤 雅之君	四十五番 和泉 武彦君	八十九番 早坂 義弘君
三番 山松真一朗君	四十六番 近藤 充君	九〇番 嶋山 知尚君
四番 山川 晃君	四十七番 小宮あゆみ君	九十一番 鈴木 隆道君
五番 粟山よしじ君	四十八番 三宅 正彦君	九十二番 鈴木あさまき君
六番 小松 大祐君	五十番 やながせ裕文君	九十三番 山加 朱美君
七番 鈴木 章浩君	五十一番 西角みのる君	九十四番 高橋おさむ君
八番 大津ひる子君	五十二番 西崎 光子君	九十五番 山田 忠昭君
九番 塩村あやか君	五十三番 小山くにひこ君	九十六番 こいそ 明君
十番 宮瀬 英治君	五十四番 あさの克彦君	九十七番 田島 和明君
十一番 おときた駿君	五十五番 新井とはる君	百番 斉藤あつし君
十二番 小松 久子君	五十六番 徳留 道信君	百一番 尾崎 大介君
十三番 田中 健君	五十七番 河野ゆりえ君	百二番 石毛しげる君
十四番 米倉 春奈君	五十八番 小竹ゆり子君	百三番 榎木こうじ君
十五番 白石たみお君	五十九番 まつば多美子君	百四番 かち佳代子君
十六番 斉藤やすひる君	六十番 高倉 良生君	百五番 藤根はじめ君
十七番 栗林のり子君	六十一番 橋上 純子君	百六番 曾根一 君
十八番 遠藤 守君	六十二番 野上 剛司君	百七番 長橋 桂一君
十九番 伊藤こういち君	六十三番 谷村 孝彦君	百八番 中嶋 義雄君
二十番 堀 宏道君	六十四番 桜井 浩之君	百九番 こまとし春久君
二十一番 河野ゆうき君	六十五番 さきたしる勝彦君	百十番 古賀 俊昭君
二十二番 柴崎 幹男君	六十六番 松田やすま君	百十一番 山田 武君
二十三番 ほっと易隆君	六十七番 山崎 一輝君	百十二番 高木 けい君
二十四番 舟坂ちかお君	六十八番 神野 次郎君	百十三番 相川 博君
二十五番 清水 孝治君	六十九番 菅野 弘一君	百十四番 吉原 修君
二十六番 島崎 義司君	七十番 北久保眞道君	百十五番 野島 善司君
二十七番 石川 良一君	七十一番 田中たけし君	百十六番 三宅 茂樹君
二十八番 田中 朝子君	七十二番 神林 茂君	百十七番 川井しげお君
二十九番 上田 令子君	七十三番 宇田川聡史君	百十八番 高島なおき君
三十番 山内れい子君	七十四番 高橋 信博君	百十九番 石立 晴康君
三十一番 中山ひろゆき君	七十五番 宇上ゆきえ君	百二十番 吉野 利明君
三十二番 西沢けいた君	七十六番 中村ひろし君	百二十一番 藤井 有信君
三十三番 里吉 ゆみ君	七十七番 島田 幸成君	百二十三番 酒井 大史君
三十四番 和泉なおみ君	七十八番 今村 るか君	百二十四番山下 太郎君
三十五番 尾崎あや子君	七十九番 大西さとの君	百二十六番清水ひと子君
三十六番 大松あきら君	八十番 村上三和子君	百二十六番大山とも子君
三十七番 中山 信行君	八十一番 大島よしえ君	百二十七番吉田 信夫君
三十八番 吉倉 正美君	八十二番 松村 友昭君	
三十九番 上野 和彦君	八十三番 東村 邦浩君	欠席議員 一名
四十番 鈴木 錦治君	八十四番 小磯 善彦君	百二十二番 内田 茂君
四十一番 木村 基成君	八十五番 鈴木貫太郎君	
四十二番 高相 健一君	八十六番 木内 良明君	欠員
四十三番 栗山 欽行君	八十七番 秋田 一郎君	四十九番 九十八番 九十九番

出席説明員

	知事 舛添 要一君	産業労働局長 山本 隆君
	副知事 安藤 立美君	港湾局長 多羅尾光睦君
	副知事 秋山 俊行君	会計管理局長 塚本 直之君
	副知事 前田 信弘君	交通局長 新田 洋平君
	教育長 中井 敬三君	消防總監 大江 秀敏君
	東京都技監建設局長兼務 横溝 良一君	水道局長 吉田 永君
	政策企画局長 伊達 俊文君	下水道局長 河村 芳和君
	総務局長 中西 充君	青少年・治安対策本部長 仁合 潔君
	財務局長 長谷川 明君	病院経営本部長 醍醐 勇司君
	主税局長 塚田 祐次君	中央卸売市場長 岸本 良一君
	警視總監 高綱 直良君	選挙管理委員会事務局長 松井多美雄君
	生活文化局長 小林 清君	人事委員会事務局長 本田 正義君
	オリンピック・パラリンピック準備局長 中嶋 正宏君	労働委員会事務局長 栗村 務君
	都市整備局長 安井 順一君	監査事務局長 石原 清次君
	環境局長 遠藤 雅彦君	取用委員会事務局長 目黒 克昭君
	福祉保健局長 梶原 洋君	

六月十七日議事日程第三号

第一 百三十一号議案	東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例
第二 百三十二号議案	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
第三 百三十三号議案	東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第四 百三十四号議案	東京都市計画事業足立北部会入町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
第五 百三十五号議案	東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
第六 百三十六号議案	東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
第七 百三十七号議案	東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例
第八 百三十八号議案	警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例
第九 百三十九号議案	警視庁麻布警察署庁舎(二十七)改築工事請負契約
第十 百四十号議案	警視庁東大和庁舎(仮称)(二十七)新築工事請負契約
第十一 百四十一号議案	警視庁單身者待機寮代々木警察署靖心寮ほか(二十七)改築工事請負契約
第十二 百四十二号議案	警視庁单身者待機寮東警察署城東寮(二十七)改築工事請負契約
第十三 百四十三号議案	警視庁单身者待機寮新川寮(仮称)(二十七)改築工事請負契約
第十四 百四十四号議案	東京都墨田都税事務所(二十七)改築工事請負契約
第十五 百四十五号議案	多摩動物公園アジアゾウ舎新築工事請負契約
第十六 百四十六号議案	小名木川排水機場耐震補強工事請負契約
第十七 百四十七号議案	新小名木川水門耐震補強工事(その一)請負契約
第十八 百四十八号議案	地下トンネル築造工事(二十七 第一環五の一雜司が谷)請負契約
第十九 百四十九号議案	妙正寺川整備工事(その二〇―二)請負契約
第二十 百五十号議案	清掃工場建設工事に係る損害賠償請求事件に関する和解について
第二十一 百五十一号議案	土地の信託の変更について
第二十二 百五十二号議案	権利の放棄について
第二十三 百五十三号議案	ヘリコプターの購入について
第二十四 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	
第二十五 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	
第二十六 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	
第二十七 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	
第二十八 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した再雇用職員又は日勤講師としての採用選考において不合格とされたこと又は採用決定を取り消されたことなどが違法であること等を理由とする損害賠償請求事件の控訴提起に関する報告及び承認について	

議事日程第三号追加の一

第一 東京都公安委員会委員の任命の同意について(二七財主議第一三四号)

第二 東京都人事委員会委員の選任の同意について(二七財主議第一三五号)

第三 議員提出議案第九号

東京都歯科衛生士修学資金貸与条例

石川良一

初めに、受動喫煙防止対策について伺います。

先日、都議会の会議室で超党派の議員が参加して、受動喫煙による健康への影響を学ぶ研修会が開催をされました。

この中で、たばこの煙は、PM2・5より小さいPM0・5以下であり、副流煙は肺の最深部まで吸入され、血流に乗って全身の血管の炎症や動脈硬化を引き起こす原因となるとの指摘がありました。

また、たばこ税の収入は高利の借金と同じで、将来の医療費と労働力の損失につながり、トータルでは大きなマイナスになるとの試算も出されました。

分煙も、台所の換気扇のもとでの喫煙はキッチン全体が汚染されることになり、また、バルコでの喫煙もサッシのすき間から室内に大量に煙が侵入してしまうことや、空気清浄機も集じんフィルターにたばこの煙粒子が付着してしまい、急速に効率が悪化するとのことでありました。

また、ファミリーストラン等の分煙化では、エアコンで攪拌された煙が禁煙区域に拡散され、子供たちの受動喫煙を防ぐことは不可能とのことでありました。

都は、平成十六年に受動喫煙防止ガイドラインを策定して、受動喫煙防止の取り組みを行ってきました。

そこで、都民に対する受動喫煙問題への都の取り組みについて伺うとともに、都の本庁舎の現在の分煙措置は、たばこの煙を外に排出する陰圧方式が導入されていますが、その他の都立施設の受動喫煙を防止するための具体的な対策をどのように行っているのか伺うものであります。

二〇〇四年、アテネ五輪以降、夏季、冬季を問わず全ての五輪開催都市で受動喫煙を防止するための法律や条例が定められています。来年開催されますリオデジャネイロの夏季オリンピックでも、二〇〇九年に公共施設などを禁煙とするとする罰則付きの罰法を制定してまいります。

また、国立がんセンターが行った、たばこに対する禁煙化を東京でも進めるべきかどうかの都民アンケートでも、罰則付きの規制、法律や条例を制定すべきという意見が五三・四％を占めることが明らかにになりました。

しかし、東京都の有識者会議である都受動喫煙防止対策検討会は、受動喫煙防止のための条例化については、その是非の判断を示さないまま、一八年度までに条例化の検討を行うことを求めるにとどめ、先送りをしてしまいました。

一方、日本学術会議は、受動喫煙の健康に対する害のエビデンスは明確であり、東京都は速やかに公共の場での受動喫煙を防止するための法整備、条例化を行うよう緊急提言を行っております。これは、国が受動喫煙対策に動く様子がなく、学術会議のせっぱ詰まった思いから、都に速やかな決断を求めているものであります。

舛添知事におかれましては、世界最高のオリンピックを実現することを目標に掲げております。二〇一九年には、世界選手権クラスのテストイベントも行われます。二〇一八年では、条例化されても徹底する時間的余裕はありません。

受動喫煙を防止するための条例化を早期に具体化していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、新国立競技場問題について伺います。

二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定は、各方面に多くの期待と夢をもたらすことができたとするでしょう。また、オリンピックを一過性のものとするのではなく、レガシーとして各分野で継承していくための議論や計画も進行しています。国民の期待は大きく新国立競技場を、私どもも、いわば二〇二〇年オリンピックの象徴として建設をしていくことに賛同し、推進していくべきと考えてきたところであります。

しかし、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開会式、閉会式を初めとして、メーンの会場となる新国立競技場の閉開式の屋根が二〇二〇年の大会に間に合わないことが下村文部科学大臣と舛添知事との会談の中で明らかになりました。

また、八万人の座席が一万五千人分に仮設で整備することになり、総工費は一千六百二十五億円がさらに膨らむことや、工期がどのように変更になるかわからない状況にあります。

冬季のオリンピックで建設が間に合わなかった施設が続出したことは、あくまでも他国のことであり、高い建築技術と緻密な工程管理を誇る我が国においては、メーンスタジアムの建設が間に合わなくなるなどということは、多くの国民が夢にも思っていなかったわけであります。

この不手際に対しては、一義的な責任は国にあり、国民や都民に対して陳謝することから始まるのが常識というのではないかと思います。舛添知事、責任者は誰なのかがという発言は当然のことであり、まずその責任が問われるべきだと思います。舛、発表の時期が国立競技場の取り壊しが終わった時点ということであり、情報が遅過ぎるといわざるを得ません。

あわせて、国が五百億円、いや、それ以上ともいわれている金額の負担を都に求めることについては、都民はしっかりと説明責任が果たせるものでなければなりません。

しかし一方で、東京都はオリンピック・パラリンピックの開催都市であり、都その最高の責任者であり、最高のオリンピック・パラリンピックを実現しなければならぬ責務があります。

二〇一九年のテストイベントまであと四年しかありません。新国立競技場問題を解決するために、知事も主体性を持って、国に解決のための提案をするなど、働きかけをすることが求められております。知事の見解を伺います。

この新国立競技場問題が、国と東京都の英知を結集して早期に解決されることを強く求めるものであります。

次に、東京都におけるスポーツツーリズムについて伺います。

二〇二〇年オリンピック・パラリンピックの開催は、スポーツを通じて観光振興を図っていく、またとないチャンスといえるでしょう。

また、海外からのスポーツへの参加は、経済的にも、また国際化を図っていく上でも重要と言えます。訪日外国人旅行者数が、二〇一四年には前年比二九・四％増の一千三百四十一万人に達したことは周知のことでごさいます。記録として、訪日外国人の日本での消費総額は四三・一％増の二兆二百七十八億円となり、過去最高を記録しております。

我が国には、プロ野球、Jリーグ、大相撲など国際的に高い評価を受けている見るスポーツ、豊かな自然環境や美しい四季を利用したスキー、登山、市民マラソン、自転車ロードレースなど多くの人が楽しめるスポーツがあります。

今後はスポーツとのかかわりをふやしたい、あるいはまた、東京五輪を観戦したい、訪日には、ボランティアで貢献したいなど関心が高いものがあります。

そこで、スポーツイベントの観戦や参加などもスポーツを通じた観光振興、いわゆるスポーツツーリズムに対する都の考えを伺いたします。

観光庁が実施をしております訪日外国人消費動向調査では、次回日本で実施したい活動において、訪日外国人の五％がゴルフを挙げております。東京では、ゴルフにスポーツツーリズムの可能性を見ることができそうです。

日本国内のゴルフ人口は、二〇〇一年に千三百万人に達したのをピークに下降し、二〇〇九年には九百五十万人前後まで下落しております。

また、日本のゴルフ場情報は、世界のゴルファーに全く不足をしており、認知度は低い状態にあります。東京のゴルフ場は二十ほどで、意外に多くのゴルフ場があります。

ゴルフツーリズムは、宿泊施設、交通、航空、飲食店、ショッピング、自治体、地域の観光資源等多くの産業が関連をしております。二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックでは、ゴルフも正式種目として採用されることになっております。

ゴルフツーリズムの風を東京から吹かせていただくことを強く要望するものであります。

次に、東京都における都市計画道路の整備方針について伺います。

先日示された第四次事業化計画の中間のまとめの中で、将来都市計画道路ネットワークの十五項目の検証を行い、地域のまちづくりへの貢献など六項目を勘案して、優先整備路線を二十七年度末までに決定することになっております。

今後、都市計画道路の新規整備の際には、物流などの経済活動に大きな影響を与える慢性的な交通渋滞を解消することや、防災機能の強化と同時に安全で快適な歩行者空間を確保すること、また、美しい都市景観を創出することなども求められております。

また五年後には、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されており、さらにその先の将来のレガシーを見据えたまちづくりの視点が必要であります。

そこで、整備方針の策定にどのように取り組んでいくのか、その中で無電柱化をどのように織り込んでいくのかお伺いいたします。

続いて、都市計画道路の南多摩尾根幹線について伺います。

南多摩尾根幹線は、調布市の多摩川原橋を起点として町田街道をつなぐ全長十六・六キロメートル、幅員標準四十三メートル、最大五十八メートルのニュータウンを貫く幹線道路であります。

昭和四十四年、都市計画決定され、昭和五十四年には工用道路を一般道として一車線開通させました。さらに道路整備の話し合いを進めてきましたが、騒音や排ガス、振動問題など住環境が悪化するとのことから、反対運動などが活発化をしまして、事業は進みませんでした。

この後、反対の環境への影響を配慮して、尾根幹線の構造を掘り削りとする都市計画変更を平成三年十月に行いました。

しかし、平成十八年に決定をした東京都の十年計画の優先して整備すべき都市計画道路から尾根幹線は外され、整備は進みませんでした。私も、既に用地確保が済んでいる尾根幹線道路の整備の推進を強く求めてきたところであります。

その後、東京都長期ビジョンに尾根幹線の整備の推進が位置づけられました。同時に、事業化に当たっては、掘り削りを平面交差とするという都市計画変更を行うことになりました。

多摩、稲城市民への説明会は、急速本年二月から三月までに行われました。説明会に出席した市民から、平面交差への変更は、騒音、排ガス、振動等の環境対策として後退ではないかとの意見が多く出されました。

また、交通量の多い交差点を平面交差とすと、渋滞の解消にも限界があります。主要な交差点の立体化を堅持しなければならぬと思っております。

そこで、今後、治道環境対策や交差点における渋滞対策の課題に対して、都はどのように対応をしていくのか、お伺いいたします。

また、尾根幹線は、都市モノレール九十三キロメートルの構想路線の多摩センターから西武線は政駅間のルートと重なっています。今後、道路事業が進んでいても、将来的なモノレールのルートについて、構造的に計画が担保をされることになるのか、また、尾根幹線は最大で幅員が五十八メートルもあり、一部、二〇二〇年にオリンピックの自転車ロードレースのコースともなっております。

これから新たな計画で都、自転車専用レーンなどもしっかりと組み入れていくべきと考えますが、具体的な計画について都の考えをお伺いいたします。

いずれにしても、既に広大な面積の用地が確保されているわけであります。また、南多摩尾根幹線は、都市計画変更に伴う環境アセスだけで三年以上を必要とする大事業であり、環境施策については、住民の声をしっかりと受けとめ、事業化を図っていくことを求めている質問を終わります。

ありがとうございました。

舛添都知事

石川良一議員のご質問にお答えいたします。

まず、受動喫煙防止対策であります。受動喫煙の防止については誰も異論がないと思えます。

しかし、そのための対策にはさまざまな意見がございます。有識者から成ります受動喫煙防止対策検討会におきましては、飲食店等の屋内施設における全面禁煙の導入や条例制定の必要性につきましては、意見の一致が見られませんでした。

検討会からは、受動喫煙防止の取り組みの工程表を提示し、二〇一八年までに条例化いたしました。行うこととして、対面統一、全国統一の規制を働きかけることなどの提言を行いました。

今後、飲食店における対策の実施状況や効果等について実態調査を行い、検討会の提言も踏まえながら、実効性のある受動喫煙防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、新国立競技場の整備についてでございますが、最も重要なことは、国が国の責任において予定の期限までに新国立競技場を完成させることでもあります。

都としては、工期や総工事費、都民が納める都負担の根拠など、全体像を明らかにするよう、現在、国に 대해求めています。今後、その情報を踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

なお、そのほかの質問につきましては、関係局長が答弁をいたします。

梶原福祉保健局長 受動喫煙の防止対策についてお答えいたします。

都はこれまで、受動喫煙防止ガイドラインを策定し、受動喫煙の健康影響について、ホームページやリーフレットを活用して都民の理解の促進を図りますとともに、事業者に対しましては、職場の受動喫煙防止対策ハンドブックを作成し、禁煙、分煙の取り組みを働きかけてまいりました。

また、都立施設につきましては、都立施設受動喫煙防止基準において、原則禁煙とし、利用者ニーズ等に応じて喫煙可能区域を設ける場合には、原則として独立した喫煙室を設置することと定めております。

現在、都立施設においては、禁煙または分煙の措置がとられており、今後関係局が連携して受動喫煙を一層防止するための取り組みを進めてまいります。

山本産業労働局長

スポーツを通じた観光振興についてでございますが、スポーツイベントの開催は、国内外からの誘客に資するとともに、東京の魅力を広く発信する機会となります。

このため、都は、都心の観光名所をめぐる東京マラソンや、ランナーを応援する東京大マラソン祭り等を実施するとともに、こうした情報を海外での観光プロモーションや東京の観光公式サイト等を通じて発信しております。

また、自転車を使っって時間内にチェックポイントをめぐる競技イベントなど、スポーツを通じて旅行者を呼び込む自治体や観光協会等の取り組みを支援しております。

今後とも、スポーツを通じた観光振興を図り、国内外からの旅行者誘致につなげてまいります。

安井都市整備局長

三点のご質問にお答えいたします。

まず、今後の都市計画道路の整備方針についてでございますが、本年五月、中間のまとめを公表し、この中で、集約型の地域構造に向けた拠点形成及び拠点間の連携や、緊急輸送道路の拡充、無電柱化等による安全・安心な市街地の実現など、道路整備の方向性を明らかにしております。こうした考え方に基づきまして、現在、パブリックコメントを実施しております。

今後、この結果を踏まえまして、関係区市町とともに個々の路線の必要性の検証や優先整備路線の選定などを進め、平成二十七年年度末までに新たな整備方針を策定してまいります。

次に、南多摩尾根幹線の環境対策等についてでございますが、本路線は、延長約十七キロメートルのうち、多摩川原橋から稲城市役所付近までなど、約六キロメートルが四車線整備され、残りの区間は、二車線の暫定的な整備となっております。このため、慢性的な渋滞が発生し、これを避ける通過交通が住宅団地内の生活道路に流入するなどの課題を抱えてございます。

本年二月、暫定整備区間の早期整備を図るため、治道環境に配慮した上で、掘り割り構造を平面構造へ変更する整備方針を策定いたしました。

今後、都市計画変更にあわせて環境影響評価を実施する中で、低騒音舗装など必要な環境対策を検討するとともに、他の主要な幹線道路との交差部におきましては、交通の円滑化に向け検討してまいります。

最後に、この路線の具体的な計画についてでございますが、治道環境に配慮しつつ、安全性や快適性の観点から、車道や歩道、植樹帯などを適切に配置するとともに、自転車走行空間につきましても、今後の課題として検討してまいります。

なお、本路線と一地区間が重なっております多摩都市モノレール、是政方面への延伸構想につきましては、東京圏の鉄道整備に関する基本的な計画でございます運輸政策審議会答申第十八号において位置づけがございませんので、道路計画との整合性については長期的な課題として認識してございます。